

第三期中期計画 新旧対照表

計画変更 (案)	現行計画								
<p style="text-align: center;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構 第三期中期計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年 3 月 <u>(令和 年 月変更)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 9 料金に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 その他の料金</b> 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)</p> <table border="1" data-bbox="250 1161 1086 1355"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し	<p style="text-align: center;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構 第三期中期計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年 3 月 <u>(令和 4 年 7 月変更)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 9 料金に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 その他の料金</b> 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)</p> <table border="1" data-bbox="1227 1161 2063 1355"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し
種別	金額								
児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し								
種別	金額								
児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し								

		た費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額			た費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	

	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画の変更に係る認可申請  
について

1 趣旨

「こども家庭庁設置法」（令和 4 年法律第 75 号）の施行（令和 5 年 4 月 1 日）に伴い、これまで厚生労働省が所管していた法令等がこども家庭庁に移管されることとなり、併せて施行される「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 4 年法律第 76 号）により、児童福祉法等が改正されることとなった。

当機構が策定している第三期中期計画においても、児童福祉法を引用している部分があり、上記に伴い変更の必要があるため、今般、神奈川県に第三期中期計画の変更に係る認可を申請する。

2 変更の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画を次のように変更する。（別添参照）

第 9 料金に関する事項

2 その他の料金 （2）表中、

「 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	を
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定	」

	障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
--	--

「	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	」
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	

に改める。

### 3 認可について

地方独立行政法人法第83条第3項により、議会の議決を経て設立団体の長が認可を行う。

### 4 変更する日

神奈川県知事の認可を受けた日。

### 第三期中期計画（変更後、抜粋）

#### 第9 料金に関する事項

##### 2 その他の料金

診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）

種別	金額
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
（略）	（略）

(参考)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
(令和4年法律第76号) 抜粋

(児童福祉法の一部改正)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 抜粋

## 第二章 福祉の保障

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給

第24条の2 (略)

2 障害児入所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定入所支援について、指定入所支援に通常要する費用(入所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援に要した費用(入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)を合計した額

二 当該入所給付費決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第25条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の一部を次のように改正する。

(略)

第29条第1項及び第2項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第3項第一号及び第6項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(参考) 障害者総合支援法 (平成17年法律第123号) 抜粋

## 第二章 自立支援給付

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、  
特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付  
費の支給

(介護給付費又は訓練等給付費)

### 第29条 (略)

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から  
第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービ  
スの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用 (特定費用を  
除く。) につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (そ  
の額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用 (特定費用を除  
く。) の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費  
用の額) を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政  
令で定める額 (当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当  
する額を超えるときは、当該相当する額)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法 (令和4年法律第75号) の施行の日か  
ら施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

こども家庭庁設置法 (令和4年法律第75号) 抜粋

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和5年4月1日から施行する。